

(別添)



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

問合せ先：

厚生労働省医薬・生活衛生局
食品監視安全課
輸入食品安全対策室
(内線 2474、2496)

令和2年度輸入食品監視指導計画 に基づく監視指導結果

中間報告

令和2年 12月

厚生労働省医薬・生活衛生局

令和2年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果（中間報告）

1. はじめに

我が国に輸入される食品等（以下「輸入食品等」という。）の安全性を確保するため、国は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第23条第1項の規定により、令和2年度輸入食品監視指導計画を策定し、当該計画に基づいて監視指導を行っているところです。

（本計画は、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成15年厚生労働省告示第301号）に基づき、リスクコミュニケーションの実施及びパブリックコメントの募集を経て策定され、法第23条第3項の規定により官庁報告として官報にて公表されています。）

今般、令和2年4月から同年9月までの間に実施した輸入食品等に係る監視指導の状況について取りまとめたので公表します。

参 考：「輸入食品監視業務 ～輸入食品の安全を守るために～」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index.html



2. 令和2年度における輸入食品監視指導計画の概要

① 輸入食品監視指導計画とは

法第 23 条第 1 項に規定される、食品等の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画をいう。

【目的】国が、輸入食品等や輸入者に対して、重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進し、もって輸入食品等の一層の安全性確保を図るため。

② 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 4 条（食品の安全性の確保は、このために必要な措置が国の内外における食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。）の観点から、輸出国における生産の段階から輸入後の国内流通までの各段階において安全性確保に係る措置を講ずることを基本的な考え方とする。

③ 重点的に監視指導を実施すべき項目

- 輸入届出時における法違反の有無の確認
- モニタリング検査^{※1}（今年度の計画：171 食品群、約 99,700 件）
- 検査命令^{※2}
- 包括的輸入禁止措置^{※3}
- 海外情報等に基づく緊急対応

※1：統計学的な考え方に基づく数を基本として、食品の種類ごとに輸入量、違反率等を勘案し、定めた計画的な検査

※2：違反の可能性が高いものについて、輸入の都度、輸入者に対し検査を受ける事を命令するもの。検査結果が法に適合しなければ輸入・流通が認められない。

※3：危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せず厚生労働大臣が特定の食品等の販売、輸入を禁止する措置

④ 輸出国段階における衛生管理対策の推進

- 輸出国政府担当者及び生産者等に対する日本の食品衛生管理規制等の周知
- 二国間協議等を通じた、法違反の原因究明及び再発防止対策の確立の要請並びに生産等の段階における衛生管理、監視体制の強化、輸出前検査等の推進
- 対日輸出食品の衛生管理対策に関する計画的な情報収集等
- 輸出国における監視体制の強化に資する技術協力等

⑤ 輸入者に対する自主的な衛生管理の実施に関する指導

- 輸入前指導（いわゆる輸入相談）
- 輸入相談時、初回輸入時及び継続輸入時における自主検査の指導
- 輸入食品等の輸入及び販売状況に関する記録の作成、保存等に係る指導
- 輸入者等への食品安全に関する知識の普及啓発

3. 令和2年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果 (中間報告：速報値)

【 】内は昨年度同期間の数値

令和2年4月から同年9月までの輸入届出の件数は、1,164,822件【1,298,431件】、重量は11,684千トン【12,488千トン】であった。

これに対し、98,296件【112,319件】(モニタリング検査25,184件【30,985件】、検査命令33,233件【34,558件】、自主検査41,417件【48,681件】等の合計から重複を除いた数値)の検査を実施し、305件【407件】で法違反が確認され、積戻しや廃棄等の措置を講じた(表1)。

条文別の違反件数は、法第13条(食品の規格(微生物、残留農薬、残留動物用医薬品)、添加物の使用基準等)違反が194件と最も多く、次いで法第6条(アフラトキシン、シアン化合物等の有毒・有害物質の付着等)違反が88件、法第12条(指定外添加物の使用)違反が23件、法第18条(器具又は容器包装の規格)違反が8件、法第10条(食肉の衛生証明書の添付)違反が1件、法第62条(おもちゃの規格)違反が1件であった(表2)。

モニタリング検査は、25,184件(計画件数延べ99,730件に対し54,711件(実施率：約55%))を実施し、このうち72件(延べ72件)に法違反が確認され、回収等の措置を講じた(表3)。また、モニタリング検査にて法違反が確認された輸入食品等と同種の食品等について、法違反の可能性を判断するため、必要に応じて検査率を引き上げて検査し(表4)、さらに、法違反の可能性が高いと見込まれる場合には、検査命令の対象として輸入の都度検査を実施し、監視体制の強化を図った(表5)。

検査命令は、令和2年9月30日現在で、全輸出国対象の17品目及び30か国・2地域の81品目を対象としており、33,233件(延べ38,243件)を実施し、このうち92件(延べ95件)に法違反が確認され、積戻しや廃棄等の措置を講じた(表6)。

海外情報等に基づく緊急対応として、アフラトキシンに汚染されているオランダ産ピーナッツバターについて積戻し等の措置を講じた(表7)。

○表1 輸入届出・検査・違反状況(令和2年4月～令和2年9月:速報値)

届出件数 ^{※1} (件)	輸入重量 ^{※1} (千トン)	検査件数 ^{※2} (件)	割合 ^{※3} (%)	違反件数 (件)	割合 ^{※3} (%)
1,164,822	11,684	98,296 (33,233 ^{※4})	8.4	305	0.03
(前年度実績)					
1,298,431	12,488	112,319	8.7	407	0.03

※1 計画輸入貨物(初回届出時は除く。)は計上せず。

※2 行政検査、登録検査機関検査、外国公的機関検査の合計から重複を除いた数値

※3 届出件数に対する割合

※4 検査命令に係る数値

○表2 条文別違反状況(令和2年4月～令和2年9月:速報値)

違反条文	違反件数 (件)	構成比 (%)	主な違反内容
第6条 (販売等を禁止される食品及び添加物)	88(延数) 88(実数)	27.9	アーモンド、落花生、とうもろこし、乾燥いちじく、ピスタチオナッツ、とうがらし(香辛料)等のアフラトキシンの付着、米、小麦、大豆、菜種等の輸送時における事故による腐敗・変敗・カビの発生、二枚貝の下痢性貝毒の検出、亜麻の種子加工品等のシアン化合物の検出等
第10条 (病肉等の販売等の禁止)	1(延数) 1(実数)	0.3	衛生証明書の不添付
第12条 (添加物等の販売等の制限)	23(延数) 23(実数)	7.3	指定外添加物(TBHQ、サイクラミン酸、キノリンイエロー、パラオキシ安息香酸メチル等)の使用
第13条 (食品又は添加物の基準及び規格)	194(延数) 185(実数)	61.6	農産物及びその加工品の成分規格違反(農薬の残留基準超過)、畜水産物及びその加工品の成分規格違反(動物用医薬品の残留基準超過、農薬の残留基準超過等)、冷凍食品、飲料、レトルト殺菌食品等の成分規格違反(E.coli陽性、大腸菌群陽性、発育しうる微生物陽性等)、放射性物質の基準超過、添加物の使用基準違反(二酸化硫黄、ポリソルベート等)、添加物の成分規格違反、安全性未審査の遺伝子組換え食品の検出、放射線照射等
第18条 (器具又は容器包装の基準及び規格)	8(延数) 8(実数)	2.5	器具・容器包装の規格基準違反
第62条 (おもちゃ等への準用規定)	1(延数) 1(実数)	0.3	おもちゃの規格基準違反
合計	(延数)315 ^{※1} (実数)305 ^{※2}		

※1 検査項目別の件数

※2 届出別の件数(1件は第12条及び第13条違反)

○表3 モニタリング検査実施状況(令和2年4月～令和2年9月:速報値)

食品群	検査項目 ^{※1}	計画件数 ^{※2}	実施件数	違反件数
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食鳥肉等	抗菌性物質等	2,178	919	0
	残留農薬	1,221	663	0
	添加物	118	113	0
	病原微生物	657	257	0
	成分規格等	385	246	0
	放射線照射	29	0	0
	SRM除去	-	727	1
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、 アイスクリーム、冷凍食品(肉類)等	抗菌性物質等	2,446	1,027	0
	残留農薬	1,637	1,317	1
	添加物	1,247	1,068	0
	病原微生物	3,704	1,901	0
	成分規格等	2,057	1,239	1
	カビ毒	-	1	0
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類(エビ、カニ)等	抗菌性物質等	2,356	1,029	0
	残留農薬	1,458	693	0
	添加物	297	147	0
	病原微生物	1,493	801	0
	成分規格等	324	226	1
	遺伝子組換え食品	59	31	0
	放射線照射	64	19	0
水産加工食品 魚類加工品(切り身、乾燥、すり身等)、 冷凍食品(水産動物類、魚類)、 魚介類卵加工品等	抗菌性物質等	3,574	2,485	0
	残留農薬	3,423	2,653	0
	添加物	1,594	1,893	1
	病原微生物	4,958	3,042	0
	成分規格等	5,675	2,885	14
農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆類、 落花生、ナッツ類、種実類等	抗菌性物質等	2,170	1,784	0
	残留農薬	11,438	5,036	21
	添加物	774	675	0
	病原微生物	1,434	948	0
	成分規格等	355	238	1
	カビ毒	2,297	1,248	1
	遺伝子組換え食品	502	198	0
	放射線照射	119	94	0
	カビ毒	2,297	1,248	1
農産加工食品 冷凍食品(野菜加工品)、野菜加工品、 果実加工品、香辛料、即席めん類等	抗菌性物質等	299	199	0
	残留農薬	6,980	4,492	6
	添加物	3,743	3,495	1
	病原微生物	1,911	1,018	0
	成分規格等	3,518	2,201	9
	カビ毒	2,715	1,568	2
	遺伝子組換え食品	302	130	1
	放射線照射	458	178	0
	カビ毒	2,715	1,568	2
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子類、 食用油脂、冷凍食品等	抗菌性物質等	-	1	0
	残留農薬	1,074	780	1
	添加物	2,925	1,777	1
	成分規格等	1,196	426	5
	カビ毒	836	456	0
	遺伝子組換え食品	-	11	0
	放射線照射	-	3	0
飲料 ミネラルウォーター類、清涼飲料水、 アルコール飲料等	残留農薬	118	207	0
	添加物	1,075	632	0
	成分規格等	657	307	0
	カビ毒	118	65	0
添加物 器具及び容器包装 おもちや	成分規格等	1762	1162	4
合計(延数)		99,730 ^{※2}	54,711 ^{※3} 実施率約55%	72 ^{※3}

※1 検査項目の例

- ・抗菌性物質等 : 抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤等
- ・残留農薬 : 有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等
- ・添加物 : 保存料、着色料、酸化防止剤、防ばい剤等
- ・病原微生物 : 腸管出血性大腸菌O26、O103、O104、O111、O121、O145及びO157、リステリア・モノサイトゲネス、腸炎ビブリオ等
- ・成分規格等 : 成分規格で定められている項目(細菌数、大腸菌群、放射性物質等(病原微生物を除く。))、貝毒(下痢性・麻痺性貝毒)等
- ・カビ毒 : アフラトキシン、デオキシニバレノール、パツリン等
- ・遺伝子組換え食品 : 安全性未審査遺伝子組換え食品
- ・放射線照射 : 放射線照射の有無

※2 各食品群の項目別件数に検査強化分の計画10,000件を加算した件数

※3 検査項目別の延べ件数。届出別の実施件数は25,184件、違反件数は72件

○表4 モニタリング検査強化品目^{※1} (令和2年4月～令和2年9月)

対象国・地域	対象品目	検査項目
中国	小豆	アセトクロール
	えだまめ	ジフルベンズロン
	おくら	ハロキシホップ
	しそ	イソプロカルブ、フェノブカルブ
	ねぎ	ジクロルボス及びナレド
	蜂の子	オキシテトラサイクリン
	まつたけ	アセトクロール
ベトナム	PUK WHAN(アマメシバ)	ピリダベン
	イカ	クロラムフェニコール
	シソクサ	イソプロチオラン、ジフェノコナゾール
	バナナ	フィプロニル
	ピーマン(パプリカと称されるジャンボピーマンを含む。)	アセフェート
フィリピン	おくら	プロフェノホス
	パパイヤ	デルタメトリン及びトラロメトリン
韓国	エゴマ	インドキサカルブ、チアクロプリド、テトラコナゾール、テフルベンズロン
ハンガリー	はちみつ	クマホス
マラウイ	マカダミアナッツ	ペルメトリン
ミャンマー	ごまの種子	アフラトキシン
メキシコ	マンゴー	シペルメトリン

※1 検査命令を解除した品目を含み、検査命令へ移行した品目を除く。

○表5 検査命令へ移行した品目(令和2年4月～令和2年9月)

対象国・地域	対象品目	検査項目
中国	食品(製造者限定)	サイクラミン酸
	にんじん	トリアジメノール
	にんにくの茎	チアメトキサム
	ばれいしょ	ハロキシホップ
ベトナム	青とうがらし	プロピコナゾール
	きだちとうがらし	プロピコナゾール、ヘキサコナゾール
	食品(製造者限定)	サイクラミン酸
韓国	エゴマ	パクロブトラゾール
	二枚貝	下痢性貝毒
タイ	マンゴー	シペルメトリン
	マンゴー(輸出者限定)	クロルピリホス、プロピコナゾール
フィリピン	おくら(輸出者限定)	テブフェノジド、フルアジホップブチル、メタミドホス

○表6 主な検査命令対象品目及び検査実績(令和2年4月～令和2年9月:速報値)

対象国・地域	主な対象食品	主な検査項目	検査 件数	違反 件数
全輸出国 (17品目)	アーモンド、チリペッパー、落花生等	アフラトキシン	6,356	44
	キャッサバ、シアン含有豆類	シアン化合物	197	1
	すじこ	亜硝酸根	113	0
中国 (18品目)	野菜(たまねぎ、にんじん、ほうれんそう等)、あさり	残留農薬(エンドリン、クロルピリホス、チアメトキサム、ディルドリン(アルドリンを含む)、トリアジメノール、ハロキシホップ、プロシミドン、プロメトリン)	13,819	15
	二枚貝	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	3,390	0
	加工食品	サイクラミン酸	325	0
	花椒、ひまわりの種子、もろこし	アフラトキシン	237	0
	うなぎ、スポン	残留動物用医薬品等(エンロフロキサシン、オキソリニック酸、スルファジミジン)	85	0
韓国 (13品目)	二枚貝	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	866	6
	青とうがらし	残留農薬(フルキンコナゾール)	30	0
タイ (10品目)	おくら、グリーンアスパラガス、ドリアン、バナナ、マンゴー、マンゴスチン	残留農薬(EPN、イマザリル、クロルピリホス、シベルメトリン、プロシミドン、プロピコナゾール)	527	1
インド (8品目)	養殖えび	フラゾリドン	1,057	4
	ケツメイシ、脱脂大豆、とうもろこし	アフラトキシン	298	0
	紅茶、とうがらし、フェネルの種子	残留農薬(トリアゾホス、ヘキサコナゾール)	27	0
ベトナム (8品目)	いか、えび、かわはぎ	残留動物用医薬品等(エンロフロキサシン、クロラムフェニコール)	5,529	2
	加工食品	サイクラミン酸	56	0
	青とうがらし、赤とうがらし、オオバコエンドロ	残留農薬(クロルピリホス、シベルメトリン、プロピコナゾール、プロフェノホス、ヘキサコナゾール)	6	4
米国 (8品目)	乾燥なつめやし、とうもろこし、ピスタチオナッツ	アフラトキシン	1,595	7
	とうもろこし	デルタメトリン及びトラロメトリン	195	0
	ナチュラルチーズ	リステリア・モノサイトゲネス	4	0
その他(24カ国・2地域、総34品目)			3,531	11
合計(延数) ^{※1}			38,243	95
合計(実数) ^{※2}			33,233	92

※1 検査項目別の件数

※2 届出別の件数

○表7 海外情報等に基づき行った主な監視強化(令和2年4月～令和2年9月)

強化月	対象国	対象品目及び内容	経緯及び対応状況
4月	オランダ	ピーナッツバター (アフラトキシン)	オランダにおいて、アフラトキシンが検出されたとして製造者がピーナッツバターの自主回収を行っているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積戻し等を行うよう措置を講じた。

(参考)主な用語説明

用語	説明
アセトクロール	農薬(酸アミド系除草剤)
アフラトキシン	真菌類のうち、不完全菌類に属するかびである <i>Aspergillus flavus</i> 及び <i>Aspergillus parasiticus</i> によって産生されるかび毒
イソプロカルブ	農薬(カーバメート系殺虫剤)
イソプロラチオン	農薬(マロン酸エステル系殺菌剤)
遺伝子組換え食品	遺伝子組換え技術によって得られた生物を利用した食品。遺伝子組換え技術とは、ある生物の遺伝子を人為的に他の生物の染色体等に導入する技術のこと。
インドキサカルブ	農薬(オキサジアジン系殺虫剤)
エンロフロキサシン	動物用医薬品(ニューキノロン系合成抗菌剤)
オキシテトラサイクリン	動物用医薬品(テトラサイクリン系抗生物質)
オキシリニック酸	動物用医薬品(キノロン系合成抗菌剤)
クドア・セブテンブクタータ	食中毒の原因となる寄生虫の一種(粘液胞子虫)
クマホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
クロラムフェニコール	動物用医薬品(合成抗菌剤)
クロルピリホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
下痢性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンが産生し二枚貝が蓄積する毒素の一種)
サイクラミン酸	指定外添加物
サルモネラ属菌	病原微生物(広く自然界に生息する菌で、主に鶏卵、食肉を汚染し、腹痛、下痢、発熱を引き起こす)
シアン化合物	有害有毒物質(一部豆類などの植物に含まれるシアン配糖体などのシアン関連化合物)
ジクロルボス及びナレド	農薬(有機リン系殺虫剤)
ジフェノコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
シベルメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
スルファジミジン	動物用医薬品(合成抗菌剤)
チアクロプリド	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
チアモキサム	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
腸炎ビブリオ	病原微生物(海(河口部、沿岸部など)に生息する菌で、主に魚介類を汚染し、腹痛、水様下痢、発熱、嘔吐を引き起こす。)
腸管出血性大腸菌	病原微生物(動物の腸管内に生息する菌で、糞尿を介して食品、飲料水を汚染し、初期感冒様症状のあと、激しい腹痛と大量の新鮮血を伴う血便を引き起こす。)
テトラコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
テフルベンズロン	農薬(ベンゾイルフェニルウレア系殺虫剤)
デルタメトリン及びトラロメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)。
トリアジメノール	農薬(殺菌剤)
トリシクラゾール	農薬(ベンゾチアゾール系除草剤)
二酸化硫黄	添加物(酸化防止剤)
パクロトラゾール	農薬(トリアゾール系成長調整剤)
ハロキシホップ	農薬(ヘテロサイクリック系除草剤)
ピリダベン	農薬(ピリダジノン骨格を有する殺虫剤)
フィプロニル	農薬(フェニルピラゾール系殺虫剤)
フェノブカルブ	農薬(カーバメート系殺虫剤)
フラゾリドン	動物用医薬品(ニトロフラン系合成抗菌剤)、代謝物はAOZ
プロシミドン	農薬(ジカルボキシイミド系殺菌剤)
プロピコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
プロメトリン	農薬(トリアジン系除草剤)
ヘキサコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
ペルメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)。
麻痺性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンが産生し二枚貝が蓄積する毒素の一種)
リステリア・モノサイトゲネス	病原微生物(自然環境中に広く常在する菌で、主に乳製品、食肉加工品を汚染し、倦怠感、発熱を伴うインフルエンザ様症状を引き起こす。)
EPN	農薬(有機リン系殺虫剤)